

平成
21年

成人式実行委員大募集!!

平成21年1月に開催予定の成人式をスムーズに運営するために実行委員の皆様のご協力が必要となります。



成人式に向けて実行委員の皆様を中心に運営や日程等を決めていきますので、対象となる新成人の皆様のご応募をお待ちしております。

※具志頭中卒、東風平中卒、それぞれ男女5名程度を募集いたします。

実行委員を出来る方は平成20年7月11日(金)までに連絡してください。

連絡先 八重瀬町教育委員会 社会教育課 (東風平改善センター内)
電話 098-998-8383

八重瀬町文化協会

第3回子ども芸能祭

～踊る 夏こそろ～

日時：平成20年6月28日(土)
午後2時開演 (開場1時)

場所：八重瀬町東風平改善センター

入場料：1,000円 ※中学生以下無料

内容：八重瀬町文化協会の琉舞部会、太鼓部会に所属する子どもたちによる芸能公演。沖縄の芸能の明日を担う子どもたちのかわいらしい演技に乞うご期待!

問い合わせ：八重瀬町文化協会 998-2130

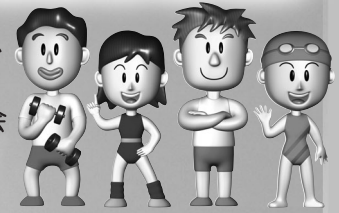


八重瀬町体育指導委員を紹介します

平成20年4月16日に八重瀬町体育指導委員に委嘱状交付が行われ、12名の新しい委員が決まりました。

体育指導委員は、町のスポーツ振興、町民の健康増進、体力向上、社会体育の普及振興のために町民の皆さんと共に頑張ります。

よろしくお願いします。



新垣 清正
(屋宜原)



副会長
石川 信子
(東風平)



会長
下地 廣光
(屋宜原)



神谷 和枝
(志多伯)



知念 悦子
(世名城)



本村 敏輝
(屋宜原)



伊良波 朝貴
(友寄)



国吉 真秀
(友寄)



高良 稔
(宜次)



玉城 静香
(港川)



下門 申吾
(安里)



仲村 聡
(玻名城)

【体育指導委員に関するお問い合わせ】 八重瀬町教育委員会 社会教育課
TEL 098-998-9661

平成19年に所得減となり、所得税が課されなくなった方は住民税を軽減します。

(税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置)

平成18年中に所得税の納付義務が生じた方が、平成19年中に(退職その他の理由で)所得が減少し、所得税の納付義務が無くなった場合、平成19年度分の住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額を減額します。

*但し、申告が必要です。(平成20年度単年度のみ実施)

対象となる方

下記A、Bの条件を両方満たす方が対象です。

- A. 平成19年度(平成18年分)について、
住民税課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税と住民税の人的控除額の差の合計
- B. 平成20年度(平成19年分)について、
住民税課税所得金額(申告分離課税分を含む) ≤ 所得税と住民税の人的控除額の差の合計

対象者の例

平成19年度(18年1月～12月の所得分)
給与所得192万、扶養1人、社会保険料30万

課税所得：960,000円
人的控除額の差：100,000円
住民税：95,000円
所得税：77,400円

平成20年度(19年1月～12月の所得分)
給与所得95万、扶養1人、社会保険料20万

課税所得：90,000円
人的控除額の差：100,000円
住民税：4,000円
所得税：非課税

この場合、A、Bの対象条件を満たします。

- A. 平成19年度課税所得96万円 > 所得税との人的控除の差10万円
B. 平成20年度課税所得9万円 ≤ 所得税との人的控除の差10万円

税額計算例

- ① 住民税所得割(町) = $960,000 \times 3\% = 28,800$ 円(税源移譲前の税率)
② 住民税所得割(県) = $960,000 \times 2\% = 19,200$ 円(税源移譲前の税率)
③ 住民税均等割(町) = 3,000円
④ 住民税均等割(県) = 1,000円
①+②+③+④ = 52,000円
減額する額 = 95,000円 - 52,000円 = 43,000円

対象とならない方

- 平成19年中に亡くなられた方、平成20年1月1日現在日本国内に居住していない方。
- 医療費控除など人的控除以外の控除、住宅借入金控除など税額控除の増加によって所得税が課されなくなった方。
- 必要な申告等(確定申告、住民税申告、年末調整等)がされていない方。
(平成20年度住民税申告については、平成20年7月1日(火)より再受付致します)

申告期間：平成20年7月1日(火)～平成20年7月31日(木)

※平成19年度分の住民税を課税した市区町村(平成19年1月1日現在お住まいの市区町村)の住民税担当課へ減額申請書を提出して下さい。減額申請書の用紙は市町村窓口にあります。

お問い合わせ：八重瀬町役場税務課(電話番号：998-9593)